

市第 89 号議案 横浜市行政不服審査条例の制定及び  
市第 92 号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正について

1 行政不服審査制度及び改正法の概要

行政不服審査制度は、違法・不当な処分により国民の権利利益が侵害された場合に、公平な手続の下で、その簡易迅速な救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するための制度であり、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき運用されています。

行政不服審査法は、制定後 50 年以上の間、実質的な見直しはなされてきませんでした。行政に対する公正性、透明性等に関する国民意識の高まりに伴い、この間、行政手続法、行政事件訴訟法等の関係制度については、整備・改正が行われてきました。

こうした中、行政不服審査法についても①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から見直しが行われ、平成 26 年 6 月 6 日に全部改正法が成立し、同月 13 日に公布されました。

**改正法の概要**

- ①審理員制度の導入
- ②第三者機関への諮問手続の導入 **※別紙有り**
- ③不服申立ての種類の一元化（「異議申立て」を廃止し、「審査請求」に一元化）
- ④審査請求をすることができる期間の延長（60 日⇒3 か月）
- ⑤その他（標準審理期間の設定、審査請求の処理状況についての情報提供等）

2 横浜市行政不服審査条例の制定

(1) 改正法において条例で定めることとされた事項

条例規定事項	説明
手数料の額	審査請求人等が、審理員等及び審査会から関係書類等の交付を受ける際に納付する手数料の額
減免規定	上記手数料に係る減免規定
第三者機関に関する事項	改正法の規定により本市に設置する第三者機関に関し必要な事項（名称、組織、運営等）

(2) 横浜市行政不服審査条例の構成

条文	見出し	規定内容				
第1条	趣旨	<p>改正法において条例で定めることとされた、</p> <p>① 審査請求人等が、審理員等及び審査会から関係書類等の交付を受ける際に納付する手数料</p> <p>② 改正法の規定により本市に設置する第三者機関に関し必要な事項</p> <p>を定めることを規定します。</p>				
第2条及び第14条	手数料の額	<p>審査請求人等が、審理員等から関係書類等の交付を受ける際に納付する <u>手数料の額を規定</u> します（第2条）。</p> <p>また、審査会から関係書類等の交付を受ける際に納付する手数料の額についても、<u>同額の手数料</u> とします（第14条）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">A3まで（1枚）</td> <td style="width: 50%;">白黒10円 カラー50円</td> </tr> <tr> <td>A3を超える大きさ（1枚）</td> <td>実費相当額</td> </tr> </table> <p>※額については、<u>情報公開制度と同額</u> とします。</p> <p>※個別法令に基づく不服申立てに係る手数料についても、本条例で定める額とします。</p>	A3まで（1枚）	白黒10円 カラー50円	A3を超える大きさ（1枚）	実費相当額
A3まで（1枚）	白黒10円 カラー50円					
A3を超える大きさ（1枚）	実費相当額					
第3条及び第14条	手数料の減免	<p><u>経済的困難その他特別の理由により手数料を納付する資力が無いと認めるとき</u>（生活保護受給者等）は、減免することができることを規定します。</p>				
第4条から第16条まで	横浜市行政不服審査会	<p>改正法の規定により本市に設置する第三者機関の <u>名称を「横浜市行政不服審査会」とするほか、審査会の組織、運営等について規定</u> します（第4条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は6人以内とし、審査請求に関して公正な判断をすることができ、法律及び条例又は行政に関して優れた識見を有する者から市長が任命し、任期は3年とします（第5条及び第6条）。</li> <li>・審査会に会長を置くこととします（第7条）。</li> <li>・専門事項の調査のため、専門委員を置くことができることとします（第8条）。</li> <li>・審査会の会議運営について規定します（第9条）。</li> <li>・審査会に部会を置くことができることとします（第10条）。</li> <li>・審査請求人等が審査会に対し関係書類等の交付を求める際の方法等を規定します（第11条、第12条及び第13条）。</li> <li>・総務局において庶務を処理することとします（第15条）。</li> <li>・条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めることとします（第16条）。</li> </ul>				
施行期日		行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）				

### 3 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部改正

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、関係条例の整備を行います。

#### (1) 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例、横浜市退職手当条例

審査請求をすることができる期間を定める根拠条文が、行政不服審査法第 14 条及び第 45 条から第 18 条に変更されました。そのため、改正前の条文を引用している両条例中の該当部分を改正します。また、法律番号も変更となっていることから、同様に条例中の該当部分を改正します。

#### (2) 横浜市市税条例

「異議申立て」と「審査請求」とを合わせて「不服申立て」と規定している用語について、「審査請求」に改正します。

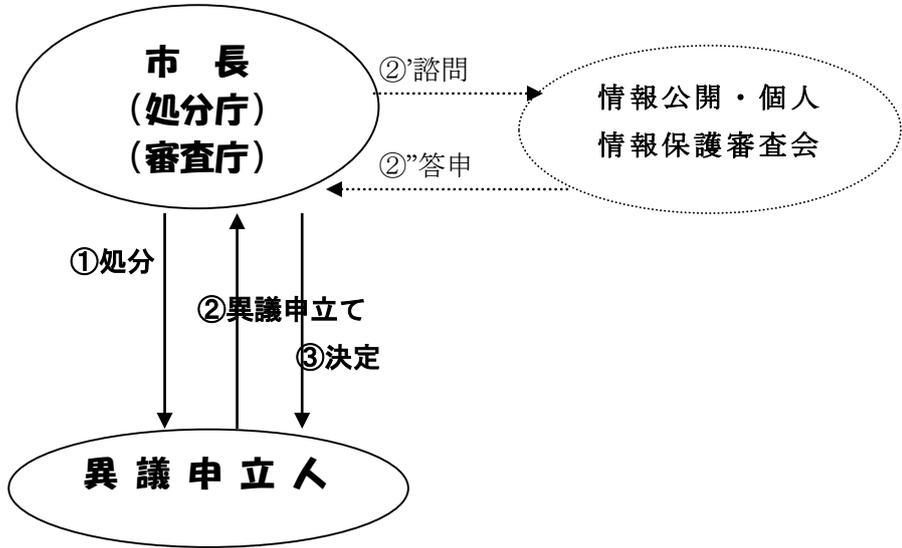
#### 【施行期日】

行政不服審査法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）

### 従前の不服審査の流れ

異議申立て（市長が処分者の場合）

【開示請求関係】



### 平成 28 年度以降の不服審査の流れ

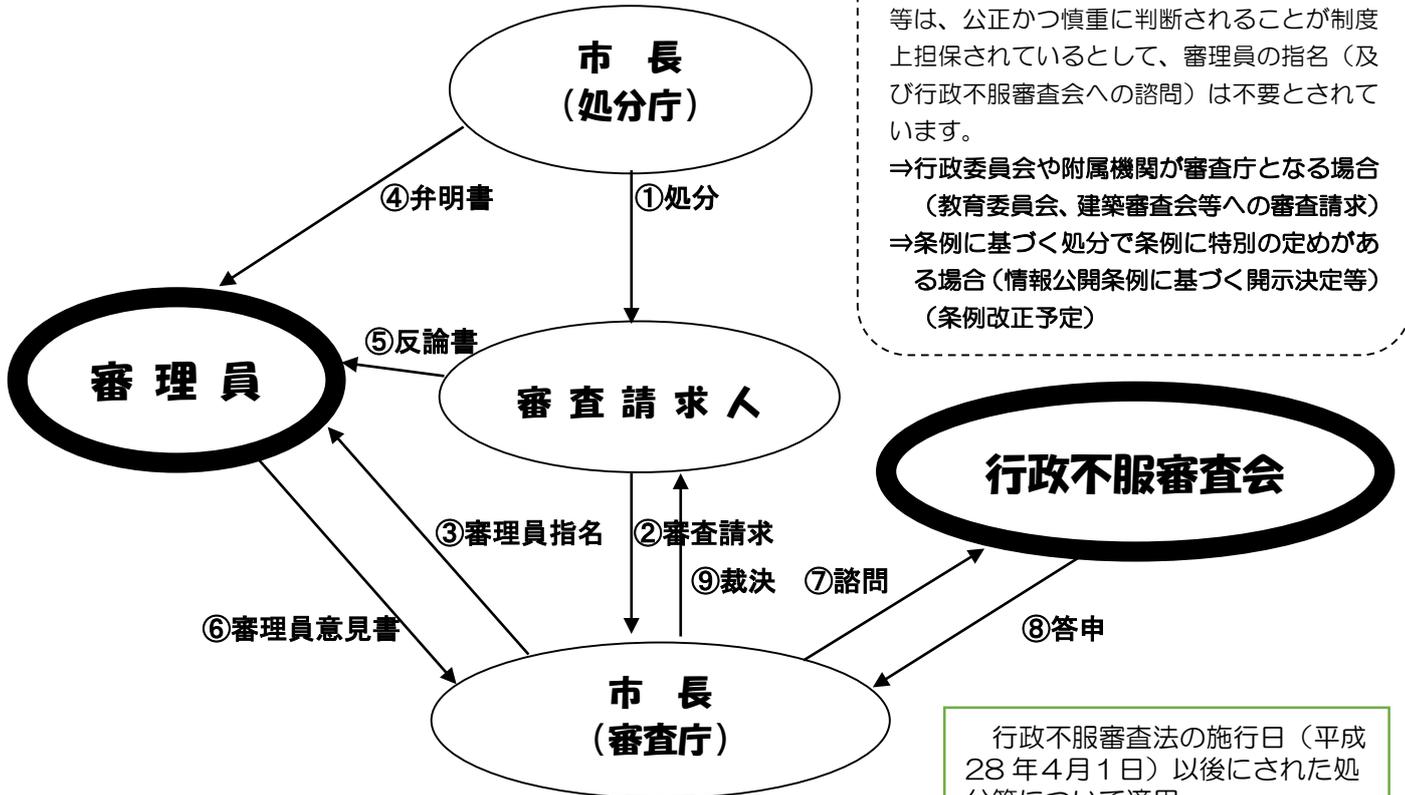
審査請求（市長が処分者の場合）

**【現行の審理スキームを維持するもの】**

審査庁が行政委員会や附属機関である場合は、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されているとして、審理員の指名（及び行政不服審査会への諮問）は不要とされています。

⇒行政委員会や附属機関が審査庁となる場合（教育委員会、建築審査会等への審査請求）

⇒条例に基づく処分条例に特別の定めがある場合（情報公開条例に基づく開示決定等）（条例改正予定）



行政不服審査法の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）以後にされた処分等について適用